

【実務研修実習受入事業所向け】

令和7年度第2回静岡県介護支援専門員実務研修実習受入におけるQ&A（令和8年1月14日）

1、実習のスケジュールについて

Q1-1	事業所都合を優先し計画しても、実習生の仕事等で調整できない場合は変更してもいいか? 事前に実習生の都合を聞いた方が良いか?	実習日は、受入事業所の指定する3日間と決められています。あくまでも事業所の都合を優先させてください。 ただし、実習生本人に緊急事態等（当日の体調不良、身内の死別など）の発生により、当日実習ができない場合には、可能な限り日程の調整をお願いいたします。 なお、実習日の再調整が困難であり、実習ができないと判断された場合には、当協会までご連絡ください。
Q1-2	実習の予定を立てることが難しい。（日程は決められるが、内容までは決められない。）	状況により、予定が変更される場合があるかと思いますが、実習日前日までに予定は決めておいていただきご対応ください。
Q1-3	訪問先等との調整により、平日に限らず土曜訪問でもよいか？	土日の実習は認めておりません。平日に訪問できる訪問先を調整していただけようお願いします。
Q1-4	1日の実習時間を何時間とすればよいか？	事業所の就業規則に規定された1日の勤務時間数をお願いします。
Q1-5	実習生のお勤め先（お住まい）の地域は、事前に通知されるか？	令和7年12月12日(金)までに実習生受け入れ協力依頼の通知文を郵送します。通知文に、実習生住所地（市町名）の他、実習生氏名・を記載いたします。 なお、実習受け入れ依頼の有無については、令和7年12月5日(金)にメールにて通知します。この際には、上記内容は含まれません。
Q1-6	緊急の対応があり、予定を変更しなくてはならない場合、事業所の判断で変更しても差し支えないか？また、利用者側の理由で訪問日の都合がつかなくなった場合どうしたらよいか？	緊急対応、利用者、家族の予定や都合を優先することは、介護支援専門員として当然のことだと思います。その場合は、改めて実習内容を変更、調整ください。 突発的なことが起こった際の予定調整、変更などを実習生に見せていただくことも大切だと考えます。
Q1-7	実習生を受け入れる居宅介護支援事業所が同法人内に2事業所以上ある場合、一部の内容（オリエンテーションやふりかえりの場面など）を合同で実施することは可能か？	同法人内であっても、それぞれの事業所で全内容を実施するようお願いいたします。
Q1-8	主任ケアマネが指導の予定ですが、主任ケアマネに限らなくてもよいか？	基本的には、主任ケアマネが指導を行って下さい。

【実務研修実習受入事業所向け】

Q1-9	予定していた実習指導者が変更になっても構わないか？	問題はありません。実習が継続できるようご配慮ください。
Q1-10	職員がコロナやインフルエンザ等に感染した場合は？ 実習生が感染した場合は？	事業所のBCP（感染症）に基づく判断、又は取り決め等に沿ってご対応ください。併せて、受講の受入れが不可能な場合は、直ちに当協会に連絡し、今後の実習についての指示を仰いでください。
Q1-11	感染症等により、実習先が実習生の受け入れができない場合、オンラインに切り替え実習を行うことは可能か？	オンラインでの実習は、認めておりません。別日で日程調整いただくようお願いいたします。 ただし、状況により実習日の再調整が困難であり、実習ができないと判断された場合には、当協会までご連絡ください。
Q1-12	事業所と実習生と契約書のような書類は必要か？	様式A-2「静岡県介護支援専門員実務研修実習誓約書」により契約をしていただきます。その他、事業所独自の書類がある場合には、双方で交わしていただければ結構です。

2、見学実習の内容について

Q2-1	実習において最低限、実施する内容はどのようなものがあるか？	実習初日のオリエンテーション、事業所で実施されるケース検討、モニタリング場面の同行訪問、各実習日の振り返り等は最低限いれています。 ★重要！！ 「ケアマネジメントの一連のプロセス（インテーク、アセスメント、ケアプラン原案作成、サービス担当者会議、モニタリング、給付管理）」を軸とした学びができるように実習スケジュールを立てていただけます。また、それぞれのプロセスを学ぶ準備（ケース、情報、目的等の共有）、振り返り、自己学習、記録など丁寧なご指導をお願いします。
Q2-2	サービス事業所へのモニタリング訪問に実習生の同行は可能か？ 定例会議（事例検討）の見学及び参加はよいか。	問い合わせのような機会に実習生を同行、見学させる場合は、「ケアマネジメントの一連のプロセス」を学ぶ目的で行っていただけます。実習は、実習指導者の日頃の業務内容を実習生に「ただ見学してもらう」ということではありません。)
Q2-3	「インテーク場面」とあるが、新規の訪問に同行するのか？「アセスメント場面」と一緒に捉えてよいのか？	「インテーク」と「アセスメント」は異なる場面で行われます。新規の訪問の機会があれば、実習生も同行させていただけるようお願いします。

【実務研修実習受入事業所向け】

Q2-4	1日あたり何件の利用者宅等の訪問、担当者会議等予定すればよいか？	件数の指定はありません。実習期間中にケアマネジメントの一連のプロセスを学べるよう、利用者宅等の訪問やサービス担当者会議等を組み込んでいただければ結構です。
Q2-5	利用者宅への同行訪問は、何件行ったらよいのか？	件数の指定はありませんが、ケアマネジメントの一連のプロセスを学ぶ観点から、最低1件は同行訪問させていただきますようお願いします。
Q2-6	新規のケースがない、プラン変更ケースを予定に組み込めない場合、指導者の説明で済ませるものが多くなるが、認められるか？	新規利用者やプラン変更ケースがない場合には、実際にどのような流れで対応するのか等「ケアマネジメントの一連のプロセス」について資料等を用いたり、口頭で説明するなど実習生が理解できるようご指導ください。
Q2-7	担当者会議や利用者宅訪問は、要支援の利用者でもいいのか？	要介護の利用者のケースでケアマネジメントプロセスを学べるよう準備をお願いします。 ただし、対象者がどうしてもいない場合等は、要支援の利用者でも結構です。
Q2-8	「ケア会議」とは、具体的にどのような場面を想定しているのか？	事業所内で行われる利用者のケアに係る「事例検討会」や、地域で行われる「地域ケア会議」等の場面を指します。機会があればぜひ見学させていただくようお願いします。
Q2-9	「認定調査」への同行訪問は認められるか？	認定調査の同行訪問はケアマネジメントの一連のプロセスに該当しないため、認められません。
Q2-10	「給付管理」は、利用票作成のことか、請求業務を見学させるのか？	利用票作成、請求業務等給付管理については、実習指導者がその内容を説明の上、見学させてください。 なお、実習中に機会がない場合は、口頭等でご説明をお願いいたします。
Q2-11	「課題整理総括表」についての説明は必要か？	ケアマネジメントプロセスを学んでもらう上で必要と考える範囲において、ご説明ください。
Q2-12	サービス担当者会議等の見学について、実習指導者以外の介護支援専門員が対応しても差し支えないか？	実習指導者以外の方にご対応いただいて問題はありません。

3、模擬面談及びケアプラン作成実習の内容について

Q3-1	実習協力者とは？	「実習協力者」とは、実習指導者と同席し面談する利用者、又はその家族を指します。
Q3-2	実習協力者への依頼・日程調整等は、実習受入れ事業所がするのか？	実習受入れ事業所にてお願いいたします。

【実務研修実習受入事業所向け】

Q3-3	実習協力者への依頼・調整は、実習受入れ前までに行う必要があるか？	第1日目のオリエンテーションにて説明ができるよう、事前に調整ください。 (資料4-44スライド目参照)
Q3-4	依頼文「令和7年度第2回静岡県介護支援専門員実務研修における実習へのご協力について（依頼）」は、どのタイミングで実習協力者にお渡しすればよいか？	事前、又は模擬面談時にお渡しください。 なお、依頼文はホームページ掲載しております。 「実習へのご協力について（依頼）.doc」
Q3-5	模擬面談の際に、担当のケアマネジャーは同席するのか？ また、同席した時に行う事はあるのか？	模擬面談時は、担当ケアマネジャーの同行・同席をお願いします。 また、同席中は見守りに徹していただき、終了後の振り返り時にアドバイスくださいますようお願いします。
Q3-6	模擬面談後（実習期間中）にケアプランの作成時間を実習中に設ける必要があるか？	3日間の実習中には、ケアプラン作成の時間を事業所では設けないでください。 ケアプランの作成は、模擬面談後に実習生が自宅等で行います。

4、様式A-1-①～③「実習記録シート」（ピンク色）について…実習生が実習時持参する様式

Q4-1	担当した指導者のコメントを記入する欄はあるか？（以前の実習ではコメントし、捺印した記憶があります）	指導された担当者のコメント記入欄はありません。（令和7年度第2回実務研修より変更） なお、「指導者との振り返り（指導内容・助言）」の記入箇所に、ご指導いただいた内容を実習生が記入します。
Q4-2	実習生が記入後、事業所保管用にコピーを1部とる事となるが、後日提出するのか？	用紙の提出は不要です。 下記4.提出物（「実習評価」「実習報告」）をデータ入力する際に、ご参照ください。

5、提出物（「実習評価」「実習報告」）について

Q5-1	以前は、黄色の用紙を封筒に入れて受講生へ渡していたが…？	データ入力にてご提出いただくよう変更した為、受講生へお渡しいただくものはありません。（令和7年度第2回実務研修より変更）
Q5-2	提出物（「実習評価」「実習報告」）の入力用フォームはどこに示してあるのか？	当協会ホームページに、令和8年1月15日以降に掲載します。 「令和7年度第2回【実務研修】実習受入れ先事業所の皆様へ」 → ●介護支援専門員実務研修実習報告 入力フォーム ※ 実習後～3月2日(月)9時までに入力にてご提出ください。入力後に「実習受入証明書」を発行いたします。

【実務研修実習受入事業所向け】

Q5-3	実習指導者名は1名のみの入力となっている。複数の主任介護支援専門員が指導にあたったとしても、主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当するのは1名のみか。	主任介護支援専門員更新研修の受講要件として認められるのは、実習生1名につき、指導者1名のみです。複数の主任介護支援専門員等が指導にあたる場合は「実習指導責任者」として、最も主体的に実習生の状況を把握し、実習指導していただいた方としてください。
Q5-4	<u>受講生評価</u> は、実習指導者個人の評価でよいのか？	実習生に対し、指導をしていただいた方全員で意見をまとめ、評価をするようにお願いします。
Q5-5	<u>受講生評価</u> 項目の「実習協力者対応」の「実習協力者」とは居宅の利用者のことか、それとも受け入れ実習事業所のことか？	「実習協力者」とは、実習指導者と同席し面談する利用者またはその家族を指します。『関係性を保ち、コミュニケーションが図れるか』は、実習生が立場をわきまえ、初対面の方に対し見学させていただくという姿勢がみられるか、また、自らしっかり挨拶ができるか、質問に対する応答の仕方等がコミュニケーションを図ることができるか等の評価になります。
Q5-6	<u>受講生評価</u> は実習生に伝えるのか？評価により、実習生に不利益が生じることはあるのか？	評価いただいた内容を実習生に伝えることはありません。ただし、自己評価及び事業所評価の内容により個別に指導等が必要と判断した場合には、当会より事業所に詳細を伺った上で、実習生に対し指導する場合があります。
Q5-7	<u>受講生評価</u> 項目の「服装、身だしなみ」について— 実習生が自身の勤務先のユニホームを着用して実習を受けてもよいのか？	実習生には勤務先のユニホーム以外の服装で実習に臨むよう伝えています。また、この実習では「実習生として、初めてお伺いする場にふさわしい服装」ができるかどうかという評価となります。
Q5-8	<u>事業所評価（自己評価）</u> について詳細を伺いたい。	当協会ホームページに「介護支援専門員実務研修実習報告 提出方法について」を掲載しております。こちらから詳細をご確認ください。 「介護支援専門員実務研修実習報告 提出方法について.pdf」

6、その他 ★お問い合わせいただいた内容についての回答はこちらに随時に掲載します

Q6-1	朝の検温、マスクを付けることをお願いして良いか？	事業所の判断で、必要に応じて実習生へ指示を行ってください。
Q6-2	事業所の判断により、実習の受入れができなくなった場合、特定事業所加算対象外になってしまうか？	事業所所在地の市町の判断となる為、市又は町へお問合せください。

【実務研修実習受入事業所向け】

Q6-3	<p>実習指導者が運転して、実習生が同乗するときに交通事故にあった場合、また、実習生の実習先までの往復時の事故の場合の保障はどうなるか？</p> <p>また、利用者に対し、けがをさせてしまった際等の事故の場合は？</p>	<p>実習生は全員、保険(ボランティア行事用保険)に加入します。</p> <p>万が一事故が起こってしまった場合には、実習生から当協会へ連絡を入れるよう伝えてあります。実習生からの報告を受け、県ケアマネ協会又は保険会社から、受け入れ事業所へ問い合わせをさせていただく場合があります。その際には、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、車両事故は対象外です。</p> <p>※下記参照（実習生に配布の「しおり」より抜粋）</p>
Q6-4	<p>今年度の実務研修修了者の新規採用を検討しています。可能であれば、就職希望のある実習生を受け入れたいのですが…</p>	<p>本実習の目的は、実習生が「実習現場でのケアマネジメントの経験を通じて、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識する」ことであり、実習受け入れ事業所に就職希望者を斡旋するためではありません。</p> <p>ご担当いただく実習生が、現場実践により学びを深くし、ケアマネジャーの魅力を感じることでケアマネジャーとして実務に就きたいという希望を持てるよう、ご対応をお願いします。</p>
Q6-5	<p>実務研修テキスト「8訂/介護支援専門員実務研修テキスト(上下巻)」(一般社団法人 長寿社会開発センター発行)は、どこで購入できるか？</p>	<p>お近くの書店、又は次のホームページ等にて購入が可能です。</p> <p>○一般財団法人 長寿社会開発センター 高齢者の生きがい健康づくりを応援 長寿社会開発センター 書籍販売</p> <p>○中央法規出版株式会社 商品検索実務研修テキスト 中央法規出版</p>
Q6-6	<p>「実習誓約書」(「様式 A-2」令和7年度静岡県介護支援専門員実務研修実習誓約書)は、実習生が持参するのか？</p>	<p>受講生は持参いたしません。</p> <p>実習受入事業所にてご用意ください。</p>
Q6-7	<p>「実習誓約書」(「様式 A-2」令和7年度静岡県介護支援専門員実務研修実習誓約書)はどこに示してあるのか？</p>	<p>当協会ホームページに掲載しております。</p> <p>「令和7年度第2回【実務研修】実習受入れ先事業所の皆様へ」</p> <p>→ ●資料 令和7年度静岡県介護支援専門員実務研修実習受入れ協力事業所説明会（令和7年11月25日(火)）</p> <p>・「様式 A-2」令和7年度静岡県介護支援専門員実務研修実習誓約書</p>

実習中の事故について

下記のとおり、保険加入により保障されるが、事故には十分注意すること。

また、万が一事故が起こってしまった場合は、事務局まで連絡をすること。

(連絡先：054-252-9882 平日 9:00～17:00)

・被保険者：実習生と指導する受入事業所の実習指導者

・対象日：実際に実習を行う平日 3 日間

・保険の内容：① ケガの保障

実習受入事業所及び実習生が実習中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合

② 賠償責任の保障

実習受入事業所及び実習生が実習中に、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負わされた場合

③ 対象外となるもの

・故意または重大な過失等、規約にあるもの

・車両事故による車両の破損や他者に怪我を負わせたことによる法律上の損害賠償責任を負わされた場合